

平成23年度 ふれ愛の館しおん 事業報告

①ふれ愛の館しおん諸事業の総合的運営

本年度は、昨年度の赤字決算の結果を受け、毎週月曜日の管理職会議にて、運営状況・稼働率の評価を行い、利用者登録管理、地域・利用者・家族等の声に柔軟にこたえる体制づくりを行った。その結果、介護保険収入については、介護保険事業所全般に改善が見られた。その反面、人件費の増加等の影響で収支差額の改善にまで至らず、現在の給与表の見直しにも着手できなかった。平成24年度には、人件費・経費支出の見直し、新規事業（特別養護老人ホーム・グループホーム等）の立ち上げなどを具体的に展開し、事業経営を行う。

②ふれ愛の館しおん研修報告（別紙参照）

ふれ愛の館しおん職員としての資質、サービス提供における資質の向上を目的として、全体研修、各事業所による研修を実施した。

- ①職員全体を対象として、事業理念、基本方針、運営方針、職員倫理研修、目標管理研修を月1回実施
- ②管理職による、事業運営、リーダーシップ、目標管理等の内容を管理会議にて実施。
- ③個別研修計画に基づいた研修に全職員が計画的に参加（研修一覧を参照）
- ④年度末の実践報告会、外部研修での実践報告会を実施

等、所属職員がそれぞれの目的に応じて全員参加することができた。個別研修計画も3年目に入り定着し、それぞれの事業所の実践に活かしているかの確認を実践報告会の中で確認することができた。

③各事業所事業報告

（ふれ愛の館しおん第2デイサービス（認知症対応型通所介護））

「本人の想い」「家族の想い」「地域での生活」「可能性を広げる」をキーワードに、事業を実施。本人の言葉を大切にするため、アセスメント・記録等を行い、出来るだけ専門職・関係機関だけで行われているケア会議等にご本人に参加し、ご本人の言葉を元に協議を行う。その中から若年性認知症の方の支援を通し、バンド活動で地域への啓発活動も実施できた。今後も「認知症」という病のマイナスイメージを地域活動の中で、改善できるように取り組んでいきたい。

家族会は①6月26日（日）28名 ②10月9日（日）16名 ③2月12日（日）16名と計3回開催する。家族同士の交流とともに、介護保険制度改正に向けた意向調査を行った。中でも長時間利用・お泊りの希望が多くみられ、また入所施設・グループホーム開設の希望も多く見られた。平成24年から運営体制について、提供時間を6時間半か

ら7時間半と延長し、サービス提供時間を変更する

(ふれ愛の館しおんデイサービスセンター)

・昨年度の赤字収支を改善するための、今期の目標利用者数を25名に設定し、利用者増員の取り組みを行った。行事ボランティアの活用(似顔絵・歌教室・コーラス・生け花)、乳児院・保育園・児童館等の子どもたちとの交流・おやつ作り等の行事を積極的に行い、その内容を区内介護保険事業者へ広報活動・訪問活動つうじて情報発信した。結果、年間平均利用者数が2名増員し、収支差額の改善を行うことができた。

・医療ニーズの高い利用者が増え、月1回の看護師会議の中で受け入れ態勢の為の介護職員への医療知識の研修、サービス利用の留意点等の指導を行ってきた。静養室・ベットの不足等の環境上の改善が必要である。

・家族支援については、家族会の開催等は未実施に終わったが、連絡帳での情報交換・送迎時での関係づくりを強化するため、積極的に声かけ等を行った。次年度はモニタリングを兼ねた訪問につなげ、関係強化を目指す。

(ふれ愛の館しおんホームヘルプセンター)

➤

➤ 特定事業所体制の継続

特定事業者加算取得に合わせたサービスの質の向上に努めているが、業務量がかなり増加した。サービス前の申し送りからサービスの質の管理・評価等の関連書類の管理、業務のスリム化を行う。サービス提供のモニタリングをサービス提供責任者が定期巡回により行い、カンファレンスに活かす業務手順を構築する。

➤ 訪問介護員へのOJTの実施

サービス担当者会議等で地域包括支援センター、介護支援専門員、他の介護保険事業者、関係機関との連携を図り、サービス提供責任者が訪問介護計画の立案を行ってきた。しかし、定期巡回等によるサービスの質への指導・評価につなげていない為、改善が必要である。

➤ 新人登録ヘルパーの教育体制構築

新人職員の研修については、最初の同行訪問から事業者所内研修を経て、介護福祉士取得に向けた実技指導等を積極的支援を行ってきた。

(ふれ愛の館しおん指定居宅介護支援事業所)

➤ 介護支援専門員同士のチームづくりとバックアップ体制の構築

チーム作りの為、毎日の職員ミーティングによる情報共有・助言・相談を行ってきたことにより、担当以外の職員がケース対応できる体制が構築できた。研修参加も積極的

に行えてきたが、フィードバック等に課題が残る。週1回の居宅会議等に活かし、スキルアップを目指す。

➤ **関係諸機関との連携**

地域包括からの困難事例の依頼が増えることにより、地域ケア会議も増え、関係機関と協議し、ケアマネジメントを行っている。地域生活支援の視点を持ち、地域関係機関との連携を今後も図っていく。

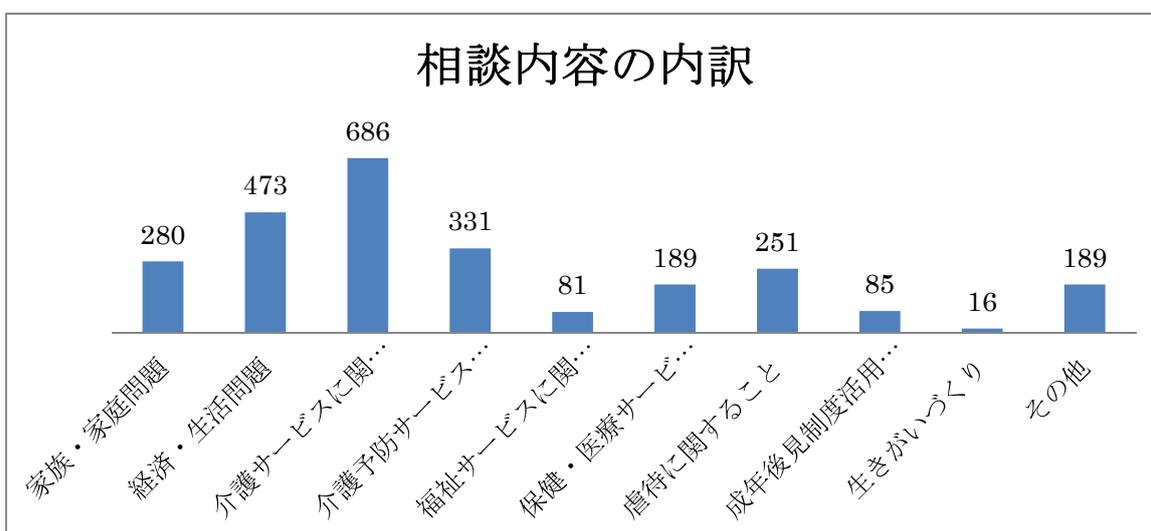
住吉区地域包括支援センター

(1 **総合相談支援**)

敏捷 (高齢者人口 8783人)

実 331件 圏域内高齢者人口の 3.7%

延べ 2581件 圏域内高齢者人口の 29.3%



○**地域ケア会議 37回/年**

(1 **主な内容**)

- ① 『精神疾患を抱える本人への虐待と家族支援 (未婚の息子)』
(関係機関) 介護支援事業者・区役所 (保健福祉)・包括
- ② 『独居の若年性認知症の方の生活支援と債務処理』
(関係機関) 介護保険事業者・地域ネットワーク委員会・本人・家族・包括
- ③ 『虐待後の本人、養護者支援について』
(関係機関) 介護保険事業者・社協 (安心サポート担当)・区役所 (保健福祉・生活保護担当)・包括
- ④ 『独居の認知症高齢者の生活支援について』
(関係機関) 介護保険事業者・区役所 (保健福祉)・町会長・包括

- ⑤ 『独居の認知症高齢者の支援について～市長申立てについて～』
 (関係機関) 介護保険事業者・社協(安心サポート担当)・区役所(保健福祉・生活保護担当)・包括
- ⑥ 『精神不安の強い本人の支援について』
 (関係機関) 介護保険事業者・地域ネットワーク委員会・本人・家族・包括
- ⑦ 『安心サポート導入までの金銭管理』
 (関係機関) 介護保険事業者・地域ネットワーク委員会・本人・家族・区役所(保健福祉・生活保護担当) 包括
- ⑧ 『独居高齢者の生活支援について～家族と地域との関係構築』
 (関係機関) 介護保険事業者・地域ネットワーク委員会・ご近所・区役所(保健福祉)・ご家族・包括
- ⑨ 『支援拒否が強い精神疾患の方の生活支援について』
 (関係機関) 介護保険事業者・医療機関・友人・区役所(精神保健担当・保健福祉)・介護保険事業者・包括
- ⑩ 『独居の認知高齢者と精神疾患の家族への支援について』
 (関係機関) 介護保険事業者・医療機関・区役所(精神保健担当・保健福祉)・包括

(2 虐待の早期発見・防止などの権利擁護)

- ・虐待対応相談件数 延べ 251件
- ・成年後見制度 延べ 85件(当センターでの成年後見申し立て3件)

○住吉区介護保険事業所連絡会サービス事業所部会での啓発研修会

○担当圏域内の地域(6ヶ所)でのミニ講座

(3 包括的・継続的ケアマネジメント支援)

介護支援専門員個別相談件数 (534件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
33	37	44	53	42	25	19	23	45	55	84	74

○住吉区内居宅支援事業所へのアンケート調査

○担当圏域居宅支援事業所への研修会の開催(年5回)

○住吉区介護保険事業所連絡会居宅介護支援事業所部会研修会(年3回)

○住吉区地域包括支援センター連絡会主催 住吉区内主任ケアマネジャーの集い(年4回)

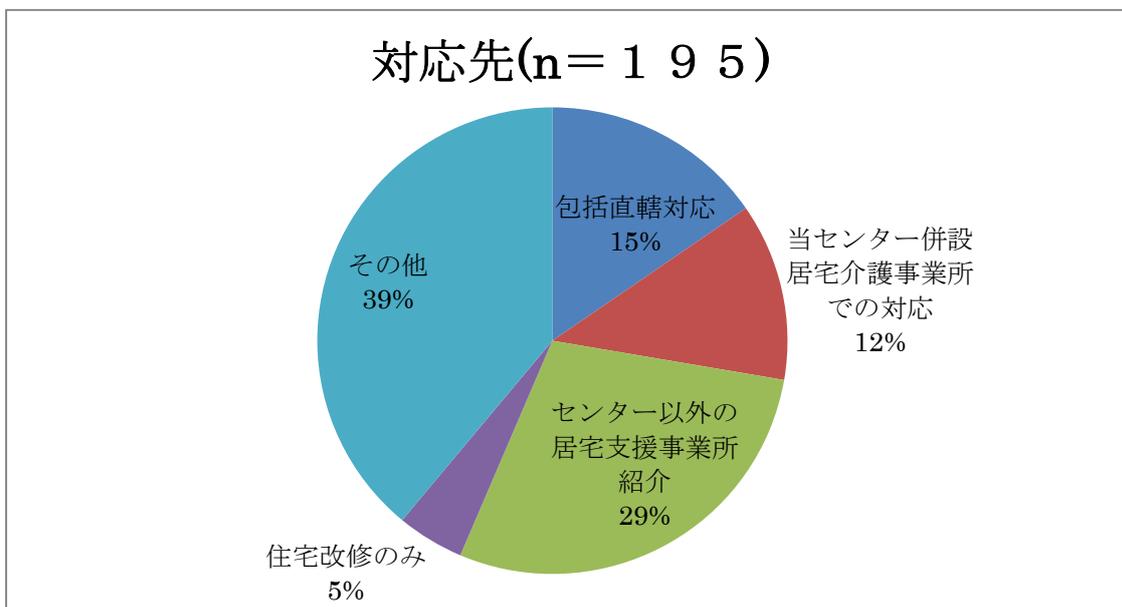
(4 介護予防ケアマネジメント)

- 2次予防ケアプラン作成件数
2次予防高齢者の把握数 181件/年
事業参加者数 34件/年 (参加率 18%)

(5 共通的支援基盤構築業務)

- ブランチ連絡会議 (毎月1回)
 - 住吉区地域支援調整チーム実務者会議 (高齢者専門部会) (月1回)
 - 住吉区高齢者虐待防止連絡会
 - 住吉区地域包括支援センター連絡会
 - 住吉区介護保険事業者居宅介護支援事業者連絡会
 - 住吉区介護保険事業者居宅サービス部会連絡会
 - 各地域ネットワーク委員会
 - 住吉区地域ネットワーク推進委員長・推進員連絡会
 - 住吉区認知症高齢者支援ネットワーク事業連絡会
 - 住吉区食事サービス委員会
 - 認知症キャラバンメイト連絡会
 - GH運営推進委員会
- 住民への啓発・実態把握のための取り組み
- 家族介護教室 (4回認知症の家族会)
 - 住民講座
 - 「消防署職員を招いての防災講座」
 - 「弁護士による高齢者に役立つ法律のお話」
 - 「バイオリンコンサート」
 - 「認知症サポーター講座」
 - 地域の新年互礼会や盆踊りへの参加
 - 地域の商店街イベントでのPR
 - 地域の食事会に定期的に参加し、ミニ健康教室を開催 (5回)
消費者被害の予防や高齢者虐待の早期発見に努めている。
 - 地域の防災勉強会に参加

総合相談に対する紹介先内訳



総合相談に対する紹介先内訳について

包括による直轄対応（包括がケアマネージャーとなる）の多くは、認定が介護から支援になったが、既にケアマネージャーが持てる予防プラン数 8 件の上限を超えてしまっているパターンである。また、事業所が要支援の利用者に対してケアマネージャーを担当出来ない状況でありながら、自法人によるサービス利用の受け入れを前提とした状態で介護認定の申請を行っており、結果、他事業所のケアマネージャーにも受けてもらうことができず、当包括が直轄で対応している事がほとんどとなっている。

併設居宅支援事業所での対応は、古くからの地域とのつながりにより、本人あるいは家族から当法人のケアマネージャーを希望される事が多い、その他、介護認定が降りていない状態で複数のサービスを先出しせざるを得ない場合など、他事業所に依頼しにくいケースなど、あくまで利用者の要望を優先した結果の数字である。